

# 第2期北海道アルコール健康障害対策推進計画（素案）の概要

## 第I章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

- 国は、総合的かつ計画的な対策を推進し国民の健康を保護し、安心して暮らすことができる社会の実現を目的に平成25年12月に「アルコール健康障害対策基本法」を制定し、平成28年5月「アルコール健康障害対策推進基本計画」（以下、「国の計画」という。）を策定
- 道では、国の計画を踏まえ、本道の実情に即した体系的なアルコール健康障害対策を推進するため、平成29年12月に「北海道アルコール健康障害対策推進計画」を策定
- これまでの施策の推進状況や本道におけるアルコール健康障害の現状と課題を踏まえ、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた取組を実施するため、本計画を策定

### 2 計画の位置付け

アルコール健康障害対策基本法第14条第1項の規定に基づき策定

### 3 計画の期間

令和3年度から7年度までの5年間

### 4 北海道の現状

#### (1) 飲酒者の状況

- 飲酒者のうち、生活習慣病リスクを高める量（1日あたりの純アルコール摂取量男性40g以上、女性20g以上）を飲酒している者の割合は男性18.2%、女性12.0%（平成28年度健康づくり道民調査）
- 特定健康診査質問票による生活習慣病リスクを高める量を飲酒している者は、平成26年度と平成30年度を比較すると、男性は23.6%から23.4%と横ばい、女性は22.2%から23.4%に増加
- 未成年者の飲酒状況は次のとおり（平成29年度北海道調査）

区分	中3		高3	
	男子	女子	男子	女子
北海道	1.3%	1.2%	5.1%	5.9%
全国	7.2%	5.2%	13.7%	10.9%

- 妊婦の飲酒率は、次のとおり（母子保健業務実績）

年度	妊娠届出時		
	対象者数（人）	飲酒者数（人）	%
平成30年度	13,605	107	0.8

#### (2) アルコール性肝疾患の状況

- 「患者調査（厚生労働省）」では、道内のアルコール性肝疾患の総患者数は平成8年の3千人から29年は1千人に減少
- 「人口動態調査（厚生労働省）」では、アルコール性肝疾患の死亡者数は平成11年に92人だったものが、29年には217人と増加、うち143人(65.9%)がアルコール性肝硬変

#### (3) アルコール依存症者の状況

- 厚生労働省研究班の調査（H25）では、全国のアルコール依存症生涯経験者は109万人で、北海道の人口に置き換えた場合、4.5万人（20歳以上人口の約1%）
- 平成30年度に道内で入院や自立支援医療（精神通院医療）の利用により治療を受けている者は2,459人とどまる

## 第Ⅱ章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

- アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策の適切な実施と当事者・家族の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- 飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

### 2 国、地方公共団体、酒類関係事業者、国民（道民）等の責務

- アルコール健康障害対策基本法第4条から9条では、国、地方公共団体、酒類関係事業者、国民、医師等の医療関係者、健康増進事業実施者の責務を規定

### 3 基本方針

- 正しい知識の普及や不適切な飲酒を防止する社会づくり
- 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- 医療における質の向上と連携の促進
- アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

### 4 重点目標

- 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

指 標	現状値	目標値
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合	男性 18.2% 女性 12.0%	男性 17.7%以下 女性 8.2%以下
飲酒経験のある未成年者の割合	中学3年生：男性 1.3% 女性 1.2% 高校3年生：男性 5.1% 女性 5.9%	0% 0%
妊婦の飲酒率	0.8%	0%

- アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

指 標	現状値	目標値
アルコール健康障害に関する相談件数	精神保健福祉センター 91件 保健所 470件	相談件数の増
専門医療機関及び治療拠点機関の選定	専門医療機関 16機関 治療拠点機関 1機関	専門医療機関 第3次医療圏域に 1か所以上 治療拠点機関 道内に1か所以上

### 第三章 施策体系

	重点目標	施策	取組
発生予防（一次）	飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防	①教育、広報等による普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○20歳未満の者、若い世代、妊産婦、女性、高齢者等への飲酒のリスクに関する教育や啓発の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発資料の作成、配布、学習機会の提供 など</li> </ul> </li> <li>○依存症に対する誤解や偏見の解消に向けた正しい知識・理解の啓発の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコール関連問題啓発週間における取組、ホームページ等を利用した周知 など</li> </ul> </li> </ul>
		②不適切な飲酒の誘因の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○20歳未満の者への販売禁止、酒類提供禁止の周知徹底               <ul style="list-style-type: none"> <li>・20歳未満の者への酒類提供の禁止周知徹底 など</li> </ul> </li> </ul>
進行予防（二次）	アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備	③健康診断及び保健指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康診断や保健指導等を機会とした早期介入・早期治療               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村保健師や地域包括支援センターの高齢者支援における早期介入、早期治療につなげる連携体制の構築 など</li> </ul> </li> <li>○早期介入できる人材の育成と支援機関の連携               <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会による人材育成、関係機関の連携づくり など</li> </ul> </li> <li>○職域における対応の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業保健スタッフ等への研修や事業者向けセミナーの充実 など</li> </ul> </li> </ul>
		④医療の充実等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門医療機関及び治療拠点機関の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医療機関の質の向上</li> </ul> </li> <li>○アルコール健康障害に係る医療の質の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>・内科医等向けのアルコール依存症等の研修の実施 など</li> </ul> </li> <li>○医療連携の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関の連携体制の構築 など</li> </ul> </li> </ul>
		⑤飲酒運転等をした者に対する指導等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飲酒運転等をした者に対する指導等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲酒運転で検挙された者に対する保健指導の実施 など</li> </ul> </li> <li>○暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する指導等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・節酒・断酒に向けた支援、治療につなぐための取組 など</li> </ul> </li> </ul>
		⑥相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談支援体制の構築               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や自助グループ等の関係機関と連携した相談支援体制の構築 など</li> </ul> </li> <li>○相談支援従事者の育成               <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の実施による人材育成 など</li> </ul> </li> </ul>
再発予防（三次）		⑦社会復帰への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アルコール依存症からの回復支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自助グループや回復施設の活用促進 など</li> </ul> </li> </ul>
		⑧民間団体の活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自助グループ等との連携推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自助グループ等の活動の周知やその役割等の啓発 など</li> </ul> </li> <li>○自助グループ等への支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動機会や場所の提供などによる支援 など</li> </ul> </li> </ul>
共通	<p>【計画の推進体制】 「北海道アルコール健康障害対策推進会議」における取組の成果と課題の検証</p>		

## 第IV章 推進体制等

### 1 関連施策等との有機的な連携

- アルコール健康障害対策の推進にあたり、関連施策との有機的な連携が図られるよう道関係部局との連絡・調整等を実施
- 国、市町村、酒類関係事業者、医師等の医療関係者、健康増進事業実施者との連携強化

### 2 推進体制

- 「北海道アルコール健康障害対策推進会議」における取組の成果と課題の検証
- 道関係部局で構成する「アルコール健康障害対策庁内連絡会議」の開催

### 3 計画の見直し

- 重点目標の進捗状況を確認し、アルコール健康障害対策の効果を評価
- 「北海道アルコール健康障害対策推進会議」の意見を聴き、必要がある場合は計画を見直し